

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書提出書類

感染予防対策の観点から、窓口の混雑を防ぐため、原則郵送での申請受付となります。
必要書類を用意いただき、同封の返信用封筒で送付してください。
ご不明な点等については、ページ右下の「お問い合わせ先」お問い合わせください。

①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書（様式1-4）（記入例参考）

②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書（様式1-5）（記入例参考）

③本人確認書類：以下のいずれか

・住民票の写し（世帯員全員分）

・各種証明書の写し

1点でよいもの：運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、
在留カード、各種福祉手帳、パスポート

2点必要なもの：健康保険証、戸籍謄本、年金手帳

④収入関連書類：世帯で収入がある全員分必要です。

・給料明細、事業用の帳簿（申告書）、年金通知書の写し（年金金額変更時のみ）

・収入が支給されている通帳の写し（振り込みがあるページをコピーしてください）

・給料明細の紛失、発行がなく、手渡しの場合は、「申立書」を作成します
（申立書が必要な方はご連絡ください）

⑤金融資産関係書類：世帯全員分の通帳（名義、口座番号がわかる中表紙の写し）

・紙通帳の場合：最新の通帳記帳された残高が分かる見開きページ

・WEB通帳の場合：名義、口座番号、残高が分かる箇所すべて

※活用していない通帳についてもご提出ください。

⑥生活保護申請書（受領印付き） ※生活保護を申請中の方のみ

・初回同様の場合は省略可

⑦振込先口座がわかる書類

・初回同様の場合は省略可

⑧自立支援金（初回）の確認書類

・自立支援金（初回）を守口市への申請の場合は省略可

・初回を他市で申請した場合は、振込状況がわかる通帳（※1）の写し

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

同居確保給付金を受給中（申請月も支給がある）世帯は
③⑤の書類を省略できます
申請月の前月までに支給が終わった場合は
③⑤の書類も必要です

【お問い合わせ先】

くらしサポートセンター守口

《新型コロナウイルス感染症 生活困窮者 自立支援金専用窓口》

TEL：06-6998-2003（予約優先）

平日：9：00～17：30

第2・4日曜日 9：00～13：00